

第1回 「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場 議事要旨

開催日時：令和8年8月10日（月）9時30分～11時00分

場所：オンライン

出席者

全国知事会：地方税財政常任委員会副委員長	村岡 嗣政	山口県知事
全国市長会：会長	松井 一實	広島市長
都市税制調査委員会委員長	富田 成輝	岐阜県可児市長
財政委員会委員長	中野 正康	愛知県一宮市長
社会文教委員会委員長	都竹 淳也	岐阜県飛騨市長
全国町村会：行政委員長	美浦 喜明	福岡県水巻町長
財政委員長	中島 栄	茨城県美浦村長
政 府：城内 実	全世代型社会保障改革担当大臣	
高橋 克法	総務副大臣	
中谷 真一	財務副大臣	
神谷 政幸	厚生労働大臣政務官	
津島 淳	内閣府副大臣	
川崎 ひでと	デジタル大臣政務官	

開会・冒頭挨拶

<城内大臣>

令和8年熊本地震に際して、亡くなられた方々に改めて哀悼の誠を捧げるとともに、御遺族の方々にお悔やみ申し上げます。また、大変な酷暑の中、被災された皆様に対してあらためてお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興、生活が元に戻ることを心から願うだけでなく、できることをしっかり対応させていただきたい。

第1回「『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場」の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

「給付付き税額控除」については、各党や有識者の方々に御参加いただき、社会保障国民会議において議論がなされ、先日、中間とりまとめがとりまとめられた。知事会からは、宮崎県の河野知事、市長会からは岐阜県可児市の富田市長に有識者会議の構成員として参画いただき、御協力に感謝を申し上げます。

この中間とりまとめを踏まえ、先週、「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針が閣議決定され、国と地方の間の丁寧な協議を行った上で、制度導入のために必要な法制上の措置を可及的速やかに講ずることとされた。

このため、この国と地方の協議の場を開催し、「給付付き税額控除」に関する国と地方の具体的な役割分担や、「所得に連動したきめ細かな給付」の具体的な事務執行の在り方等について協議をさせていただきたい。

中低所得の現役勤労者の負担軽減や、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じた就労促進という喫緊の課題に適切に対応するため、皆様から忌憚のない御意見をいただき、円滑な制度導入に向け御理解と御協力を賜りたい。

＜村岡知事＞

私からも冒頭、熊本地震について申し上げたい。このたびの地震により犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、政府におかれては、被災地への自衛隊派遣や激甚災害の指定に向けた速やかな対応など、心より感謝を申し上げます。

今後も、被災自治体の要望を丁寧にくみ取り、応急対応から復旧・復興までそれぞれの段階に応じた万全の措置をぜひとも講じていただきたい。全国知事会としても、国や関係機関と緊密に連携をして、被災地の一日も早い復旧・復興を全力で支援していく。

本日は、「給付付き税額控除」の具体的な制度設計や執行体制について、国と地方が直接協議する場を設けていただき、感謝を申し上げます。

全国知事会では、地方税財政常任委員長である宮崎県の河野知事が、これまで「所得に連動したきめ細かな給付」について、地方財政に十分配慮することを前提として、国が中心となって役割を果たし、実務主体の事務負担に十分配慮した、シンプルかつ効率的な制度とすることを求めてきた。また、制度設計に当たっては地方と丁寧に協議を行い、国と地方の役割分担についても固定化することなく、将来的な制度設計や最終的なあるべき姿を見据えながら不断に見直しをしていくことを求めたところ。先般決定された基本方針にこうした地方の考え方を盛り込んでいただいたことは、我々は評価をさせていただいている。

先日、鳥取県で開催された全国知事会議では、市長出身の知事から、仮に地方が経過措置として暫定的に給付事務の中心を担う場合には、なし崩し的に地方が給付事務を担い続けることのないよう、その期間を明示的に限定することを国として確約いただく必要があるとの意見も示された。

本協議では、この点に加え、あるべき姿としての「給付付き税額控除」の導入を見据え、定額減税など過去の給付事務の経験を十分に踏まえ、地方が担う役割とその期間を明確にした上で、受給意思や口座情報の確認、問合せ対応など、現場の負担をできる限り軽減する具体的な仕組みについて議論を深めてまいりたい。

また、地方が役割を担う場合には、給付金そのものに加え、事務費やシステム改修等に要する経費についても、地方の財政運営に支障が生じないように、国の責任において確実に措置をしていただきたい。我々としても、地方の実情を踏まえた制度の構築に向けて必要な協力を行っていく。

限られた時間ではあるが、実りある協議となるように、率直かつ建設的に意見交換をさせていただきたい。

<松井市長>

挨拶に先立ち、このたびの熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになった方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げます。

国におかれては、被災自治体及び被災された方々に対して、迅速かつ強力な支援を講じていただくとともに、被災地の実情に即した切れ目のない支援を進めていただくよう、切にお願いを申し上げます。

本日は、「給付付き税額控除」の具体的な制度設計や執行体制について、国と地方が直接このような形で協議を行う機会を設けていただいたことに感謝する。

「給付付き税額控除」の具体化に向けては、これまで社会保障国民会議の有識者会議においても、地方行政の現場の実情を踏まえ意見を述べてきた。あらためて申し上げますと、過去の給付事業においては、制度が複雑であったことから、口座情報の確認作業や住民・企業からの問合せへの対応などが大量に生じ、通常の業務体制のままでは処理し切れないような大きな事務負担が都市自治体の現場で生じる経験をしてきた。

そうした経験を踏まえ、我々都市自治体は、これまで再三にわたり、今回の新たな給付制度は一定の目的の下に国家的観点から新たに創設する制度であることから、国が中心となって企画・運用を主導する役割を果たす必要があるとともに、その実施を委ねる主体の事務負担に十分配慮した、シンプルかつ効率的な制度とするようにした上で、その負担軽減のための国としての適切な支援とともに、安定した地方財政基盤の確保について十分配慮すること等を提言してきた。加えて、財源については、地方が提供する社会保障サービスをはじめとした各種行政サービスに影響が及ばないようにしておく必要がある。

何より重要なことは、この協議の場をはじめとする国と地方の対話を通じ、地方の実情を十分に踏まえながら、新たな給付制度に関わる事業の仕組みについて、国と地方が十分に議論を尽くした上でその具体化を進めていくことである。我々は、住民に最も身近な行政を担う都市自治体として、それぞれの役割に応じて必要な協力を行っていく。

協議に当たっては、まずは過去の定額減税時などにおける経験を踏まえ、制度の円滑な執行と事務負担軽減の観点から、過去と比較し、今回の新たな給付にどのような変更が行われるのかを明確に示していただくとともに、適切な運営とするための国の力強い支援を求める。

その上で、国と地方の役割分担についても変え得るものであるという認識の下で、社会の構造変化等に応じた将来的な制度設計や最終的なあるべき姿を見据えながら、不断に見直しが進められることを強く期待する。

限られた時間ではあるが、この協議が実りあるものとなるようお願い申し上げます。

<中島村長>

まず、先月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震でお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方には心からお見舞い申し上げます。震度 7 の地震に見舞われた熊本県氷川町をはじめ被災町村では、限られた職員の体制の中で、応援職員の御協力もいただきながら懸命に対応を続けている。国におかれては、引き続き現場の声を十分にお聞き取りいただき、早期の復旧・復興に向けた御支援をいただくようお願い申し上げます。

先般、基本方針が閣議決定された「給付付き税額控除」、とりわけ「所得に連動したきめ細かな給付」の執行等について、国と地方が協議する場が設けられたことをまず歓迎申し上げます。

我々町村では、コロナ以降の給付金事務において、システム改修に加え、対象者の把握、受給意思や口座情報の確認作業、住民等からの問合せ対応等による膨大な事務を強いられた。多くの町村では、限られた職員体制で様々な行政サービスを担っている中で、他の業務を圧迫するほどの負担増となり、休日出勤や長時間にわたる不慣れな業務に職員も疲弊しながら何とか事務をこなさざるを得ない状況に陥った。

この協議の場においては、そのような町村の実情を十分に理解いただきながら、新たに導入する制度が執行面においても財政面においても持続可能なものとなるよう、意見を交換させていただければと考えている。

議事：「給付付き税額控除」について

<城内大臣>

資料 2 を御覧いただきたい。

3 ページは、社会保障国民会議について記載している。「給付付き税額控除」については、本年 2 月に社会保障国民会議が設置され、専門的・技術的観点から、有識者会議で整理された方向性を踏まえ、実務者会議で議論が重ねられてきた。

5 ページは、「給付付き税額控除」について記載している。「給付付き税額控除」については、中低所得の現役勤労者に着目し、その方々の負担軽減と就労促進を図るという喫緊の課題に対応する必要がある。これらを目的に、制度横断的に純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」を行う新たな制度を、令和 11 年度に本格導入する。

6 ページは「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入のイメージである。本格導入する制度については、一定の勤労性の所得があり、一定の税・社会保険料負担がある方々を対象とし、所得に応じた給付を行うものである。また、「年収の壁」に配慮した一定の加算や子育て世代への配慮に加え、高所得の配偶者がいる場合に一定の例外を設けるというものである。

7 ページでは、執行に係る主体について、国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討していくことを記載している。地方に役割を求めていく際には、丁寧な協議を行う。併せて、国と地方の役割分担は変わり得るものと認識しており、

国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を不断に行うとともに、執行面においても継続的に改善を検討し、見直していく。

9 ページは制度の経過措置、いわゆる「つなぎ」についてである。本制度を令和 11 年度に本格導入するまでの 2 年間に限った経過措置、いわゆる「つなぎ」として、基本方針においては、飲食料品に係る消費税率の 1 %への引下げと併せて、その 1 %相当分の範囲内で「所得に連動したきめ細かな給付」を令和 9 年度から先行導入することとしている。

11 ページでは、今回の給付と、過去の「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」を比較している。「所得に連動したきめ細かな給付」は、原則として、給付に活用する情報は住民税情報のみであり、減税と給付の組合せもなく、給付単位も個人となる。また、給付の方法については、給付金・定額減税一体措置のように見込みと確定後の 2 段階ではなく、確定した前年の所得額に応じて給付する。支給回数は、事務負担を踏まえ今後検討していく。

なお、基本方針では、消費税減税の終了時に「所得に連動したきめ細かな給付」に円滑に接続するために必要な措置を講ずるとされており、これも含めて今後検討し、調整していく。

12 ページは執行のイメージである。令和 9 年度からの先行導入及び令和 11 年度からの本格導入について、市町村では既存の住民税の所得情報を活用し、給付額の算定や対象者からの申請への対応、振込など、住民とのインターフェイスとなる部分を担っていただきたいと考えている。

国においては、給付額算定ツールの提供、給付支援サービスの機能拡充、公金受取口座の機能強化等のインフラ整備に加え、受給意思確認負担の軽減策やコールセンター設置、また財政措置を講ずるなど、国として法制上の措置・予算措置を検討する。

この事務の執行イメージを踏まえ、中間とりまとめにあるとおり、法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に、具体的な事務執行の在り方について協議させていただきたい。

13 ページでは給付事務に係る事務負担について記載している。これまでの有識者会議においても具体的な御指摘をいただいております、国が前面に立って負担軽減のための対応策を検討することとしている。

具体的な対応の方向性を整理させていただいているが、例えば、これまでの給付事務の課題として指摘されていた、対象者の受給意思の確認に手間がかかるという点については、公金受取口座を登録している場合は申請なしで給付を行えるよう、法制上の措置を検討することとしている。

問合せ対応に手間がかかるという点は、国によるコールセンターや、ウェブサイトで給付対象者が自ら給付額を算定できる仕組みの構築について検討することとしている。

14 ページは財政負担についてである。「所得に連動したきめ細かな給付」は、中低所得の現役勤労者の負担軽減と就労促進を目的として、税制と社会保障制度に

おける負担と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する新たな制度である。

このような制度の目的を踏まえ、この新たな給付は、中低所得者が負担している所得税等の国税、個人住民税等の地方税、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体である国と地方が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること、本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたことから、この制度については、国と地方で負担を分担することとしたいと考えており、財政負担の在り方について協議させていただきたい。

なお、本制度は、これまでのコロナ対策や経済対策における一時的な給付と異なり、「所得に連動したきめ細かな給付」を毎年度継続的に行う新たな制度であることから、その実施に当たっては、事務負担や財政負担のあり方を含め、国と地方の役割分担について十分に協議・検討していく必要があると考えている。

いずれにしても、基本方針では、国と地方の役割分担を踏まえつつ、その際、地方の財政運営に支障が生じないように適切に対応するとされており、この記載に従って政府としてもしっかりと対応していく。地方の実情も十分踏まえてしっかりと対応していくことを改めて強調させていただきたい。

最後の 15 ページは今後の想定スケジュールであり、まずは臨時国会での法案提出に向けて協議をお願いすることとなる。詳細な事務内容等については、国と地方の実務者で構成する実務検討チームを設置し検討させていただきたい。また、制度導入後も、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、国と地方の役割分担は変わり得るものであると考えており、執行等の在り方については、継続的な検討・協議をお願いしたい。

<村岡知事>

地方の立場から、財政負担、執行のあり方について申し上げたい。

まず、財政負担についてである。この制度は、国が制度設計を行い、全国一律で実施する国策であり、国民共通のナショナルスタンダードとなるものである。したがって、その実施に必要な給付費については国の責任において全額を措置すべきである。

また、地方は、飲食料品に係る消費税率の引下げについて、必要な代替財源の確実な措置を求めてきた。その具体策が示されない中、新たな給付費についても地方に負担を求める考え方が示されたことは、行政サービスや地域の持続可能性への影響という点からも懸念している。

加えて、先ほどの御説明では、税制等により国民に負担を求めている主体である国と地方がその割合を踏まえて財政負担を分担するという考え方が示された。しかし、本制度は、税制と社会保障制度における負担と現金給付を総合的に捉え、国民の純負担率を調整する制度であり、国と地方の税制等の負担割合がそのまま給付費の負担割合につながるものではない。

また、社会保障と税の一体改革であり、社会保険料について負担を求めている主体の日本年金機構等は財政負担の主体とはなっておらず、令和6年の調整給付では国が全額措置されていることなど、従来の対応とも整合が取れていない。安易に地方負担を求めるのではなく、国策であることを前提に、国において考え方をあらためて整理の上お示しをいただきたい。

次に、執行のあり方についてである。法定受託事務として給付事務を行っている例があることにより、直ちに本案件に係る事務も地方が担う根拠となるものではない。今回の給付事務は国が本来的に果たすべき役割であることに加え、地方分権改革を経て原則として法定受託事務は新設しないこととされていることを踏まえると、まずは国が主体的に制度執行に当たってできることを検討すべきと考える。

また、仮に地方が給付事務を行う場合にあっては、なし崩し的に地方が給付事務を担い続けることのないよう、将来的な国の一元的な制度執行を見据えたロードマップについても、あわせて議論すべきである。

また、資料にある都道府県による市町村の支援策の具体的な内容もお示しいただきたい。マイナンバーの活用に当たって必要となる個人情報保護への対応については、地方に新たな負担が生じないよう、国が責任を持って措置するとともに、国がコールセンター等を設置したとしても自治体への問合せは避けられないことから、現場の職員を支える対策も確実に講じていただきたい。

財政負担、制度執行のいずれについても、地方負担ありきで議論を進めるのではなく、まず国が主体的に役割を果たし、現時点で技術的にどうしても担うことのできない部分について地方に協力を求める、そうした形で議論を進めるべきではないかと考えている。その上で、実効性のある制度の構築に向けて、国と地方で丁寧に議論を重ねていく必要があると考えている。

<富田市長>

はじめに、この「給付付き税額控除」は全く新しい制度なので、円滑に導入していくためには、まずは国民の皆様がこの制度に対する十分な御理解をいただくことが不可欠である。そのためには、制度の意義や目的、具体的な仕組みについて、国において国民の皆様にとしっかりと周知していただく必要がある。

その上で、3点申し上げたい。1点目は、これまでも地方財政への十分な配慮をお願いしてきたが、地方に対する具体的な財源措置が示されない中で、地方が一定の事務を担うだけでなく、所得に連動したきめ細かな給付金についても負担を求められたことは大きな驚きをもって受け止めている。このままでは、「給付付き税額控除」の導入によって都市自治体の行政サービスに支障をきたし、住民生活に深刻な影響が及ぶのではないかと大変危惧している。

2点目は、先行給付についてである。「給付付き税額控除」の導入までの間の「つなぎ」としての先行給付の実施に当たっては、現場においては「所得に応じたきめ細かな給付」を行うためのシステム改修等の事務負担や費用負担が生じることとなる。先行給付はあくまでも本格導入までの「つなぎ」であり、極めて限られた期

間の中で準備し、円滑に執行することが特に重要である。そのために、実施主体の負担にも十分配慮し、シンプルかつ効率的な制度設計とする必要があると考えている。システム改修費や事務費を含め、先行給付に必要な経費全てについて、国が責任を持って確実に手当てしていただく必要があると考えている。

最後に３点目だが、国と地方の役割分担については、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で変え得るものであるという認識の下で、将来にわたり制度運用の実態を踏まえ不断に見直していく必要がある。

このようなことを踏まえ、国においては十分に検討していただき、具体的な道筋を示していただくようお願い申し上げます。

<中野市長>

私からは、消費税の減税について申し上げます。

飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げは、「給付付き税額控除」が本格的に導入されるまでの「つなぎ」の措置として実施されるものであるとしても、それに伴い減収が生じる地方財源への手当てが必要不可欠である。

消費税は社会保障制度の基盤であり、その税収の約４割が地方財源として、医療・介護、子ども・子育て支援などを支える極めて重要な財源となっている。

地方の減収に対して必要な財源を確実に措置することで、ぜひとも地方財政の運営に支障が生じることのないよう、万全の対応を講じていただくようお願いしたい。

<美浦町長>

ただいま御説明いただきました内容について意見を申し上げます。

先ほど富田市長からも発言があったが、一定の事務を担うだけでなく、財政負担までも唐突に求められたことに対して、我々も大変困惑している。財政規模が小さく財政余力のない町村にとっては、人口減少が進み、自主財源の確保がますます厳しくなっている中で、新たな財政負担を受け入れる財政状況にないということを申し上げます。

次に、給付の執行に関わる地方の役割についてである。本日御説明いただいた資料では、国が前面に立ち、給付額算定ツールの提供や給付支援サービスの国での一括契約・提供、国によるコールセンターの設置など、市町村事務を効率的にする方向性が示されており、これまでの給付事務の経験を踏まえながら、自治体の負担軽減に配慮しているものと受け止めるが、制度の具体化に当たってはなお十分な検討が必要であると考えている。

特に、制度内容については、制度が複雑になるほど、職員が制度内容を正確に理解し、住民に分かりやすく説明するために多くの時間と労力を要する。制度の円滑な運営のためにも、できる限り簡素で分かりやすい仕組みとすることが重要である。

また、町村においては限られた職員体制の中で幅広い行政分野を担っており、一

人の職員が複数の業務を兼務しているのが実情である。こうした中で、新たな事務が恒常的な業務として加わることになれば、既存の行政サービスの提供にも影響を及ぼしかねない。このため、制度の具体化に当たっては、導入時の対応のみならず、制度開始後の安定的な運営まで見据え、自治体が無理なく執行できる仕組みを構築していただくようお願いする。

さらに、人口減少が進行する中で、現状の事務体制を維持していくことが一層困難になっていくことが考えられる。マイナンバー制度の活用やデジタル化の進行など、行政を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえれば、今後、国の政策として実施する給付については、国が直接執行する体制の構築について本格的な検討を速やかに進めていただくよう、強くお願い申し上げます。

<城内大臣>

財政負担を国が地方に丸投げしているのではないかという御指摘や、執行面で、現場は少ない人数で様々な行政事務をしているのに過大な負担になるという御指摘もあった。

繰り返して申し上げるが、本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付を含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたという、これまでの経緯がある。基本方針では、国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう適切に対応するとされており、国が地方に財政負担を全て押し付けるということでは全くない。財政負担をどこまで国が軽減するのか、そして、執行面の現場の様々な行政事務負担をどこまで国がバックアップして軽減するのか、今日の国と地方の協議の場で様々な御意見を賜ったので、我々としては、地方公共団体に可能な限り負担を強いることがないよう最大限配慮していきたい。

また、先ほど申し上げたように、この国と地方の協議の場を通じ、国と地方の役割分担については、継続的に、不断に見直しをしながら対応していく。今日いただいた具体的な御意見についてはしっかり受け止めさせていただき、より具体的な回答が今後できるように最大限努力してまいりたい。

繰り返しになるが、これは「つなぎ」も含めてあくまでも社会保障制度と密接不可分な制度なので、その点についての皆様方の御理解を何卒よろしくお願い申し上げます。

閉会

<城内大臣>

知事会、市長会、町村会も、今日いらっしゃる方以外にも、この制度の導入に際して様々な御不安、御懸念があることは重々承知している。そうした御不安、御懸念に対して、高市政権としてはできるだけ丁寧かつスピーディーに対応するようにしている。また、こういった国と地方の協議の場は今後何回か開催する予定であるが、この協議の場でなくても、直接皆様方からのお話を、出来るだけ丁寧に

承る。しっかり協議をやっていきたいと思うので、何とぞ御指導、御支援のほどよろしくお願いしたい。